



様式 2

2 東都公事第 729 号
令和 2 年 8 月 27 日

めじろ台地区まちづくり協議会
代表 中村 修 様

公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 長谷川 明



まちづくり支援決定通知書

令和 2 年 8 月 5 日付まちづくり支援申請書について、下記のとおり決定しましたので、まちづくり支援要綱第 4 条第 6 項の規定により通知いたします。

記

- 1 住民グループ名 めじろ台地区まちづくり協議会（八王子市）
- 2 支援内容 まちづくり活動費の助成
まちづくり相談費の助成（専門家：高鍋 剛）
- 3 支援期間（予定） 令和 2 年 8 月から令和 3 年 3 月まで

注意事項

- まちづくり活動の期間が 1 年を超える場合は、「まちづくり活動報告書」の提出について、事前に公社と協議して下さい。（まちづくり相談費の報告は専門家が行います。）
- 「まちづくり活動報告書」に添付する領収書の宛名は、住民グループとして下さい。
- 助成金額は「まちづくり活動報告書」を審査した後に決定します。
- 申請内容に変更が生じた場合は、「まちづくり支援変更申請書」を提出して下さい。
- まちづくり活動費の他、まちづくり相談費（相談回数）を把握し、助成金限度額（50 万円）を超えないよう注意して下さい。

2 東都公事第 729 号

令和 2 年 8 月 27 日

めじろ台地区まちづくり協議会

専門家 高鍋 剛 様

公益財団法人 東京都都市づくり公社

理事長 長谷川 明



まちづくり支援決定通知書

令和 2 年 8 月 5 日付まちづくり支援申請書について、下記のとおり決定しましたので、まちづくり支援要綱第 4 条第 6 項の規定により通知いたします。

記

- 1 住民グループ名 めじろ台地区まちづくり協議会 (八王子市)
- 2 支援内容 まちづくり相談費の助成 (専門家: 高鍋 剛)
- 3 支援期間 (予定) 令和 2 年 8 月から令和 3 年 3 月まで

注意事項

- まちづくり相談の期間が 1 年を超える場合は、「まちづくり相談報告書」の提出について、事前に公社と協議して下さい。
- 「まちづくり相談報告書」は、住民グループの代表者に確認を得てから、提出して下さい。
- 助成金額は「まちづくり相談報告書」を審査した後に決定します。
- まちづくり活動費の他、まちづくり相談費 (相談回数) を把握し、助成金限度額 (50 万円) を超えないよう注意して下さい。